

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の社会福祉法人Bに採用され、Cデイサービスセンターを経て、平成〇年〇月〇日からは特別養護老人ホームD（以下「事業場」という。）に配属され、介護業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、以前からの胃痛がひどく一晩中眠ることができず、翌〇日にE病院に受診し、同月〇日まで入院加療した。同年〇月〇日には業務中に嘔吐し、胃痛がひどくなったことから、同月〇日、再び同病院に受診したところ「適応障害」と診断されたという。

請求人は、平成〇年〇月に入所者から暴力行為を受け、その後も暴言を吐かれるなどしたことにより精神障害を発病したとして、監督署長に対して療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病していたと判断しており、当審査会としても、請求人の症状等の経過に照らし、同医師の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的長時間労働は認められない。

(4) 請求人は、本件疾病発病の原因として、要旨、①施設利用者から暴言や暴力を受けたこと、②事業場は安全配慮が全くなされていなかったことなどを主張する。

##### ア 施設利用者から暴言や暴力を受けたことについて

請求人は、平成○年○月○日付け聴取書及び平成○年○月○日付け労働保険審査請求書(別紙2)において、「Gから、『あんたたちは何もしてくれない。他の施設利用者のことばかりする。早くしてくれ。』と言われた。『あんたたちは、私のことを馬鹿にしている。』と罵られた。『あんたらはアホばかりだ。』

と貶められた。また、Gに、おやつを量を食べたところ、おやつが少ないと凄く怒りだし、車いすで勢いよく近づき胸倉をつかまれ、右手首をひねられた。平成〇年〇月〇日には、Gから、『言うことを聞いてくれない。』『馬鹿だ。』などと汚い言葉で罵られ続けた。」と述べている。

当該出来事を認定基準別表1に当てはめると、出来事の種類の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に該当する。

当該出来事に関し、H施設長は、平成〇年〇月〇日付け審理調書において、要旨、「Gは、認知症で医療機関にも受診している。医師の説明では、脳が十分機能しておらず、3歳児程度の脳の機能であると聞いている。職員に対する好き嫌いがあり、自分の思いどおりにならなくても自分の話をよく聞いてくれる職員は良いが、やや頭ごなし的に注意をする職員に対しては、反抗的な態度をとる。」と述べている。

このように、Gは知的障害と認知症に罹患していることでトラブルを起こしやすい状況にあり、職責からして請求人もそれを認識していたと認められるところ、本件の資料からはGが請求人に対して意図的に暴言や暴力を行ったとは認められず、また、請求人の負傷が治療を要する程度とまでは認められない。一方、当該出来事に関し請求人は、上司に相談したものの適切な指導等がなかったとしているが、決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)のgに説示のとおり、事業場は一定の対応を行っているものと認められる。これらを併せ勘案するに、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

#### イ 事業場は安全配慮が全くなされていなかったことについて

この点について、I庶務部長は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「職員が、十分にその能力を発揮できるよう、うつ病などいわゆる心の病にならないよう、相談窓口を設置してその予防に注意を払い、また、職員研修は、新人研修から始まり、2年目研修、認知症研修、外部講師を招いての講演会など能力向上のための研修を行っており、そして、安全衛生委員会の設置や安全管理者、衛生管理者、産業医を選任している。」と述べている。また、H施設長は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「(請求人は、)勉強会にも参加せず、不得手分野については消極的な面も見受けられた。」と述べている。

これら事業場関係者の申述やヒヤリハット報告書及び事故報告書の作成も事業場関係者には義務づけられていることなどからすると、事業場が安全配慮を全く行っていないとする請求人の主張を採用することはできない。

(5) 請求人には、認定基準別表1の出来事として扱うべき長時間労働は認められない。

(6) 上記(4)のとおり、請求人の心理的負荷の総合評価は「中」であり、「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人及び請求代理人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。